

日本ダンス・セラピー協会認定

資格制度解説書

日本ダンス・セラピー協会認定資格申請について

平成 17 年 4 月 1 日より施行された当協会のダンスセラピスト、アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダーの 3 種類の資格認定制度をより充実するため、平成 20 年 4 月 1 日より、一部取得単位の領域などを変更することとなった。平成 20 年度より資格申請を希望する場合は、この解説書を熟読した上で申請をされたい。

日本ダンス・セラピー協会

資格制度委員会委員長 崎山 ゆかり

資格認定委員会委員長 大沼 幸子

資格制度の経緯

日本ダンス・セラピー協会は、設立当初より資格制度確立のため検討を進め、平成 7 年第 4 回東京大会より、総会やシンポジウムの形でその検討内容を報告してきた。平成 8 年第 5 回福岡大会からは、ダンスセラピーに特に必要とされる履修内容について討議を重ね、一定のプログラムについて受講証明書を発行してきた。

ダンスセラピーに対する社会のニーズの高まりとこれまで検討を重ねた経緯をふまえ、平成 11 年 4 月より、日本ダンス・セラピー協会としてダンスセラピストの資格認定を開始した。平成 16 年度臨時理事会において、認定に必要な履修科目と単位数の改定が、3 年後に見直しをすることを前提に承認され、新たに 2 つの資格（アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダー）を追加創設した。平成 17 年度の申請から申請期間などの統一を図り、ダンスセラピーを学ぶ者が段階的に資格取得が可能となるように改善を図った。またダンスセラピーを学ぶ機会を充足させるため、申請に必要な科目の単位が取得できる認定講習会を実施してきた。

こうした経緯をふまえながら、平成 18・19 年度資格制度委員会および理事会等で、資格制度について継続審議を行い、資格制度充実のため次のような改善を図ってきた。

- ・ 協会員の有資格者が開催するワークショップにおける資格申請のための単位認定
- ・ スーパービジョン制度
- ・ ダンスセラピー・リーダーに特化した養成講習会の開催
- ・ 講習会用テキストの編纂

平成 20 年度からの申請についても、これまで同様定められた条件を満たしていると認められた場合のみ可能となる。

協会認定 3 資格についての概要

名称		ダンスセラピスト	アソシエイト・ダンスセラピスト	ダンスセラピー・リーダー
職域		臨床でのダンスセラピーの実践・指導および教育（スーパービジョンの実施、単位認定講習会開催）	臨床でのダンスセラピーの実践	臨床でのセラピスト補佐および自身の専門領域でのダンスセラピー的アプローチの活用
必要な単位取得領域	ダンスセラピー基礎論	12 単位以上 (必修 8 単位を含む)	8 単位以上 (必修科目)	4 単位以上 (必修科目から)
	ダンスセラピー実践論	12 単位以上	4 単位以上	4 単位以上
	精神身体医学論	16 単位以上	8 単位以上	不問
	ダンスセラピー実践技法	20 単位以上	10 単位以上	8 単位以上
	総単位数	60 単位以上	30 単位以上	16 単位以上
舞踊経験		2 種類以上のダンス歴のべ 100 時間以上	2 種類以上のダンス歴のべ 100 時間以上	不問
臨床経験		200～600 時間以上	50 時間以上	不問
実技審査		あり	あり	なし
推薦状		1 通（所属長）	2 通（所属長・協会理事）	不問
協会在籍期間		3 年以上	2 年以上	不問 * 但し登録時は協会員であること
年次大会参加歴		2 回以上	1 回以上	不問
年次大会発表歴		1 回以上	不問	不問
申請料		15,000 円	10,000 円	5,000 円
登録料		30,000 円	20,000 円	10,000 円
資格更新手続き		5 年毎 *5 年間に 2 回の年次大会参加、1 回の発表が更新条件となる	不問	不問

*ダンスセラピー・リーダーには個人申請と団体申請の場合がある。認定に必要な条件はいずれも同じであるが、申請手続きは異なるため注意すること。

*上記に記した概要の詳細は、次ページの通りである。

I 資格認定の条件

申請時には以下の条件を満たしていることを示す書類が必要となる。
詳しくは資格申請の手引きを参照のこと。

1. 学歴・経歴

原則として短期大学または専門学校（専修学校）の専門課程の卒業以上であること。

なお、4年制大学卒業および大学院修士課程修了以上の場合、以下に定める臨床経験時間数が異なる。臨床経験を必要としないダンスセラピー・リーダーに関しては、特に学歴は問わない。

2. 臨床経験

ダンスセラピスト、およびアソシエイト・ダンスセラピストは、ダンスなどを用いたセッションの医療機関における臨床経験が以下の時間数を満たしている必要がある。

ダンスセラピスト

短期大学・専門学校卒業…6年（600時間）以上

4年制大学卒業及び同程度と認められる者…4年（400時間）以上

大学院修士課程修了以上…2年（200時間）以上

アソシエイト・ダンスセラピスト

学歴にかかわらずいずれも50時間以上

ダンスセラピー・リーダー

臨床経験不問

* 臨床経験とは、自らが行ったセッションそのものを意味し、参加、見学などはこれに含まない。

* 資格申請時、実際に臨床での経験を重ねている者のみが、申請の対象者となる。

但し、医療分野でなくとも、福祉・療育・教育の分野でダンスのセラピー的要素を活用しながら、実践を行っている者は、以下の3つの条件を満たすことにより、臨床経験として時間数に組み入れることが可能である。

- (1) 履修科目における「Ⅱダンスセラピー実践論」において、「実践論Ⅰ 精神科領域・心療内科領域（集団・個人）」を必ず履修すること。
- (2) 資格申請時に提出する小論文において、自分の実践活動がその領域においてどのようにセラピー的要素を活用し、また機能しているかを内容に加えて述べる。
- (3) 認定ダンスセラピストが関わる医療現場2カ所でのセッション見学を行う。

セッション見学後、見学レポートを作成し担当するセラピストそれぞれに提出する。なお、作成時は守秘義務を厳守しプライバシーなどに最大限配慮すること。

3.舞踊経験

モダンダンスなどの自由で創造的身体表現を主とするダンス（50 時間以上）

その他のダンス 1 種類以上（ダンスのジャンルは問わない）

これら 2 種類以上のダンス歴がのべ 100 時間以上ある。

ダンスセラピー・リーダーについては、特に舞踊経験は問わない。

4.協会在籍歴など

申請時において以下に示した年数あるいは回数を満たしていること。

名称	ダンスセラピスト	アソシエイト・ ダンスセラピスト	ダンスセラピー・ リーダー	
			個人申請	団体申請
協会在籍期間	3 年以上	2 年以上	登録時は協会 員であること	団体が賛助会 員であること または登録時 申請者が協会 員であること
年次大会参加歴	2 回以上	1 回以上	不問	
年次大会発表歴	1 回以上	不問	不問	

5.履修科目

日本ダンス・セラピー協会が開講する科目を次項の規定の通り履修し、それらの履修を証明する単位認定書などのコピーを提出する。但し、ダンスセラピー・リーダー団体申請の場合は、単位認定書などのコピーの提出は必要ない。

6.レポート・小論文

自らの臨床経験をもとにしたダンスセラピーの理論と実践に関するレポート・小論文を提出する。400 字 10 枚以上、30 枚以内。但し、ダンスセラピー・リーダーは提出の必要はない。

7.推薦状

自ら携わる臨床の医療専門職（医師など）または所属長の推薦状を提出する。

形式は特に問わない。アソシエイト・ダンスセラピストについては、協会理事の推薦状も提出すること。なお、ダンスセラピー・リーダーは提出の必要はない。

8.誓約書

ダンスセラピスト、アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダーとしてそれぞれの職域をふまえ、日本ダンス・セラピー協会が規定する倫理綱領に則り、遵守することを誓う誓約書に署名、捺印をして提出する。

9.実技審査

資格申請者は、協会の年次大会などで実際にワークショップなどを実施し、その実技の技量についての審査を受けなければならない。この実施時期などについては、申請書類提出後、別途資格制度委員会より連絡する（ダンスセラピー・リーダーは除く）。
なお実技審査はワークショップ参加者とのシェアリングを含み、1時間とする。

10.申請から認定までのタイムスケジュール

申請認定は年度毎ごとに実施するため、以下のタイムスケジュールで手続きすること。
但し**ダンスセラピー・リーダーの養成講習会での申請者はこの限りではない。**

申請書類申し込み	毎年4月1日～4月30日
申請書類提出	毎年5月1日～5月31日
申請書類受理連絡	毎年7月31日までに行う
実技審査実施	毎年8月～11月頃 *申請書類受理後個別に日程を連絡
実技審査結果連絡	実技審査終了後1ヶ月以内
登録料振込み	審査結果通知後1ヶ月以内
認定証送付	登録料振込み後1ヶ月以内

*おおむね3月末日までに認定が終了する。

11.上位資格への移行

ダンスセラピー・リーダーからアソシエイト・ダンスセラピストへの移行

- (1) ダンスセラピー・リーダー取得後、不足分の単位を取得する。
- (2) 実践経験を50時間以上積む。
- (3) ダンスセラピストによるスーパービジョンを受けることが望ましい。

アソシエイト・ダンスセラピストからダンスセラピストへの移行

- (1) アソシエイト・ダンスセラピスト取得後、不足分の単位を取得する。
- (2) 不足分の実践経験を満たす。
- (3) ダンスセラピストによるスーパービジョンを受けることが望ましい。

移行申請の場合は、別途申請書類が必要なため、新たに資格制度委員会に資格移行申請書類（¥1,000）の請求すること。

*ダンスセラピー・リーダーおよびアソシエイト・ダンスセラピストの申請者で今後上位資格の取得を検討している者は、移行申請時に過去の単位取得状況が把握できるよう、様式Ⅳの申請書類のコピーを保管しておくことが望ましい。

Ⅱ 資格認定に必要な領域と履修科目一覧

それぞれの資格により、認定に必要な単位が異なる。資格種別ごとの必要単位は以下の通りである。

資格種別ごとの必要単位一覧

名称		ダンスセラピスト	アソシエイト・ダンスセラピスト	ダンスセラピー・リーダー
必要な単位取得領域	ダンスセラピー基礎論	12 単位以上 (必修 8 単位を含む)	8 単位以上 (必修科目)	4 単位以上 (必修科目から)
	ダンスセラピー実践論	12 単位以上	4 単位以上	4 単位以上
	精神身体医学論	16 単位以上	8 単位以上	不問
	ダンスセラピー実践技法	20 単位以上	10 単位以上	8 単位以上
	総単位数	60 単位以上	30 単位以上	16 単位以上

Ⅰ ダンスセラピー基礎論			
概論Ⅰ・Ⅱは必修科目（概論Ⅰ、Ⅱは4単位を上限として算定し、特論Ⅰ、方法論Ⅰ、Ⅱ、倫理と法規は2単位を上限として算定する。但し1単位は45分） * 上限とは、規定時間以上受講しても、定めた単位しか認めないという意味であり、以下同文			
科 目	単位	内 容	
1.ダンスセラピー概論Ⅰ	4 必修	次の4項目を含む。 ・ダンスセラピーの歴史とその系譜 ・日本における歴史 ・ダンスセラピーの原理：定義・目的 ・現代医療における位置づけと適用（対象）	
2.ダンスセラピー概論Ⅱ	4 必修	次の2項目のいずれかを含む。 ・身体表現学：身体と表現 ・ダンスの精神療法機能	
3.ダンスセラピー特論Ⅰ	2	次の3項目のいずれかを含む。 ・踊りの精神生理学（大脳生理学、運動生理学含む） ・比較身体文化論 ・人格ないし性格特性論	

4.ダンスセラピー方法論Ⅰ	2	主としてアメリカの著名なダンスセラピストの理論と技法を含む。 例)チェイス、シュープ、エスペナーク、 ホワイトハウス、エヴァン、シーゲル他
5.ダンスセラピー方法論Ⅱ	2	日本の著名なダンスセラピストの理論と技法を含む。 例)梅田、笑二、増田、岩下他
6.倫理と法規	2	医療法規の基礎知識、人権と倫理

Ⅱ ダンスセラピー実践論

8科目のうち6科目以上選択（1科目2単位上限、但し1単位は45分）

*協会主催の認定講座以外に、個人及び他団体が主催するもので、講師の条件が協会の定める規定を満たしている講習会も含む。

科 目	単位	内 容
1.身体的共感と自己洞察	2	身体的共感トレーニング、ボディ・アウェアネスなど
2.動作観察法Ⅰ	2	動作分析（エフォート、シェイプ） 観察・記録・評価
3.ダンスセラピー 集団アプローチ	2	グループプロセスとリーダーシップ・スキル
4.実践論Ⅰ	2	精神科領域・心療内科領域 （集団・個人）
5.実践論Ⅱ	2	高齢者領域
6.実践論Ⅲ	2	知的障害領域
7.実践論Ⅳ	2	身体障害領域
8.実践論Ⅴ	2	生涯教育（健康）領域など
9.実践論Ⅵ	2	その他の領域

Ⅲ 精神身体医学論

4科目のうち2科目以上選択（1科目8単位上限、但し1単位は45分）

科 目	単位	内 容
1.心身医学	8	心身医学総論、心身医学各論

2.精神医学	8	精神医学総論、精神医学各論
3.臨床心理学	8	心理療法・発達臨床学など
4.運動生理学	8	バイオメカニクス・人体の構造と機能など
* 協会指定の認定講座以外に、上記の科目履修が可能な大学、大学院等の教育機関、教育センター、研究所、セミナーなどで履修した場合は、講義の担当者、講義内容、当該機関の履修証明書を提出し、単位認定を受けることができる。		
Ⅳ ダンスセラピー実践技法		
協会主催の認定講座の他に、個人及び他団体が主催する講習会などで受講証が発行される以下のような内容を意味する。ひとつの実践技法に偏ることなく、以下の5領域から3域以上選択（但しリーダーは2領域以上で可）すること。1単位は45分。		
* この科目はダンスセラピーのセッションを構成するための技法であり、 <u>申請者個人の舞踊経験とは異なる</u> ので注意すること。		
* 大会での実技形式での発表者は、発表時間の2倍を実践技法の単位として取得できる。実技発表者は以下のいずれか一つを選択し大会実行委員会の承認を得ること。		
	実践技法例	
1. 協会認定セラピストの実践技法	英二式ダンスセラピー、ボディートーク、岩下湖南メソッド、ファンタジーセラピー、ボディラーニングセラピーなど	
2. 心理療法をベースとする実践技法	リラクセーション技法、イメージ法など	
3. アメリカなど海外のダンスセラピー関連技法	チェイスメソッド、動作分析法、オーセンティックムーブメントなど	
4. 多様なダンスを基盤とする実践技法	コンテンポラリーダンス、舞踏、モダンダンス、社交ダンス、盆踊り、民謡、伝統的舞踊、クラシックバレエなどの技法を応用したダンスセラピーのワークショップにおける技法	
5. 対象者に特化した実践技法	精神科領域、心療内科領域、知的障害領域、高齢者領域、身体障害領域、生涯教育領域、その他の領域のワークショップにおける技法	

なお、過去の研究大会などで履修済みの場合は新たな履修の必要はない。

過去に受講証明書を発行した科目とこれらの履修科目との関連を示す対応表は、次項を参照のこと。

Ⅲ これまで日本ダンス・セラピー協会研究大会などで開講された

受講証発行の科目名と資格申請に必要な領域おける必須履修科

目との関連

領 域	科 目 名	開催場所	開講時の講座名	講師
Ⅰ	ダ ン ス セ ラ ピ ー 基 礎 論	第 6 回奈良	ダンスセラピー概論	町田・平井 チェクリン 平井 崎山 山中 平井 チェクリン 町田・城石 チェクリン 平井・成瀬
		第 6 回奈良	セラピストとしての技術と表現力	
		第 7 回埼玉	ダンスセラピーの充実のために	
		第 9 回秋田	アメリカダンスセラピー協会の現状	
		第 9 回秋田	医療と倫理	
		第 9 回秋田	ダンス・リズムの精神生理学	
		第 10 回東京	私たちは何を見てどのように応じるのか	
		第 10 回東京	ダンスセラピーの治療仮説	
		第 11 回大阪	Are you ready to be overwhelmed?	
		第 13 回東京	他者に対して「心をひらく」とはどういうこと か	
Ⅱ	ダ ン ス セ ラ ピ ー 実 践 論	第 11 回大阪	ダンスセラピーにおける治療技法の検討	平井・崎山 大沼 大沼 荒川 牧田 松原 大沼 崎山
		第 11 回大阪	ターミナルケアにおけるダンス・ムーブメント セラピー	
		第 12 回岡山	精神科領域における個人セラピーの試み	
		第 12 回岡山	ダンスセラピーにおける対象関係	
		第 12 回岡山	ダンスセラピーに活かす動作分析入門	
		第 12 回岡山	重度・重複障害児・者を対象としたダンス・ム ーブメント活動	
		第 13 回東京	ダンス&ファンタジーセラピー	
		第 13 回東京	ダンスセラピーにおける安全な枠組みのあるタ ッチの技法	
Ⅲ	心 身 医学	第 5 回福岡	エコロジーとダンス	池見 池見 町田他
		第 6 回奈良	特別プログラム	
		第 11 回大阪	池見先生のダンスセラピーの遺産	
	精 神 医学	第 7 回埼玉	精神疾患をもつ患者さんへの対応	尾久 大野 大野
		第 12 回岡山 第 13 回東京	精神科疾患について 精神科疾患—その一般的理解—	

	臨床心理学	第13回東京	ダンスセラピーに必要な「心理療法」の基礎知識	尾久
Ⅳ ダンスセラピー実践技法		第5回福岡	感覚を目覚めさせるトレーニング	芙二
		第6回奈良	無心になって踊るダンスセラピー	芙二
		第6回奈良	Body Talk	増田
		第7回埼玉	芙二三枝子のダンスセラピー	芙二
		第7回埼玉	ボーカル・ダンス	増田
		第8回富山	芙二式ダンスセラピー	芙二
		第8回富山	ボディートーク	増田
		第9回秋田	感覚を目覚めさせるエクササイズ	芙二
		第9回秋田	ドラマへ	照屋
		第10回東京	芙二三枝子のダンスセラピー	芙二
		第10回東京	こころとからだのレッスン	照屋
		第11回大阪	息を読むーボディメッセージを体験する	増田
		第11回大阪	少しずつ自由になるためにーダンスセラピーの試み	岩下
		第11回大阪	ワークショップリーダーになるために	照屋
		第12回岡山	芙二三枝子のダンスセラピー（中級編）	芙二
		第12回岡山	こころとからだのレッスン	照屋
		第12回岡山	ダンスセラピストの自己省察としてのオーセンティックムーブメント	崎山
		第13回東京	芙二三枝子のダンスセラピー	芙二
		第13回東京	ボーカル・ダンス	増田
		第14回北海道	こころとからだのレッスンー 今、子供たちのからだに起こっていること	照屋
		第14回北海道	竹内敏晴ワークショップ からだとことばのレッスン	竹内
		第14回北海道	ステップアップ体操を活かした相互交流を目指すセッションー身体の内接からふれあいへー幸せのワークショップ	崎山
		第15回福島	表現が大切な理由(わけ)	照屋
		第15回福島	ーボディートーク自由表現法より	増田・城石
		第15回福島	高齢者のためのダンスセラピー	大沼
		第15回福島	グループセッションにおける身体にふれることへの配慮について	崎山

第16回名古屋大会以降は、年次大会開催時の大会プログラムの実技ワークショップについては、全て単位認定しているため、表には記載していない。

Ⅳ 日本ダンス・セラピー協会倫理規定

前文：

ダンスセラピスト、アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダーは、専門家としての技能と知識を人々の心とからだの健康増進に役立てるよう、誠心誠意努めるものである。そのためには、自らの行為の重要性を認識し、それに対する社会的及び倫理的責任を自覚しなければならない。さらに、常によりよい状態で人の心とからだにかかわることができるよう、自らの健康管理とダンスセラピストとしての自己研鑽に努めることを義務とする。そのため、以下の綱領を遵守する責任がある。

1.責任

ダンスセラピスト、アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダーは、自らの専門的業務の遂行とその結果に責任を持たなければならない。特に医療の中でセッションを行う場合は、参加者の主治医などの指示に従い、またその結果は常に医療スタッフと情報交換を行いながら、治療としての方針を検討するべきである。独断で「治療」行為を行ってはならない。また、セッションを共にする人々の基本的人権を尊重し、自己の営利、政治的目的、宗教的目的などでセッションを強要してはならない。

2.技能

ダンスセラピーは、訓練と経験を積み重ねて的確とみなされた技能を有するものが行うべき行為である。そのためダンスセラピスト、アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダーは、自己の知識や経験に甘んじることなく、高度の水準を保つよう知識や技能の習得に努めなければならない。同時に、自己の知識や技能の限界もわきまえておく必要がある。

3.秘密保持

セッション中に知り得た参加者の情報については、原則として口外してはならず秘密保持の責任を有する。但し専門家として参加者の治療にとって必要と判断した場合はこの限りではないが、常に人権尊重を考え、細心の注意を払わなければならない。

4.研究

ダンスセラピーに関する研究は、よりよい技法の開発等のために必要ではあるが、セッション参加者に負担や不利益をかけることは許されない。

5.身体接触

ダンスセラピーはその特性上、セッションにおいて参加者同士、または参加者とセラピストの身体接触が含まれる場合がある。ダンスセラピスト、アソシエイト・ダンスセラピスト、ダンスセラピー・リーダーは、この「ふれる」行為の重要性を常に意識し、参加者にとって不快や侵襲的にならぬよう、細心の注意を払わねばならない。

なお、上記の倫理規定に違背し協会の社会的信用を著しく傷つける行為があった場合、あるいは、資格更新に必要な手続きを怠った場合、理事会の議を経て資格を剥奪し除籍とすることがある。

1999 年 4 月 1 日制定

2008 年 4 月 1 日改定